

令和4年度「いか」の輸入割当てについて（追加2回目）

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【共通事項】必ず一読してください。

・関税分類番号（HSコード）の改正に伴い、令和4年1月1日から申請等で使用するHSコード及び商品名が変更されました。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/download/20211222hs.pdf

・本輸入発表は、令和4年度「いか」の輸入発表（令和5年2月28日付け輸入発表第19号をいう。以下同じ。）の追加割当ての2回目です。

・商社割当てA1（実績割当て）の申請受付日等につきましては、令和5年度「いか」の輸入発表（令和6年2月発表予定。以下同じ。）において通知します。

・本輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者にとっては、輸入承認証において定められた有効期間内に輸入通関するよう努めてください。

・本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく申請手続きをしてください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/import-tokushu.html

・輸入割当てを初めて申請する方は、こちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/about/index.html

・本輸入割当ては、電子申請又は郵送での申請とします。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/news/index.html

・令和3年4月1日以降、全ての輸入割当て方式において電子申請が可能となりました。申請に当たっては、便利な電子申請をご利用ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/shinsei/index.html

・電子申請時の申請窓口及び品目コードは以下のとおりです。

- ① 申請窓口コード SAE
- ② 品目コード CS

・保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認められていません。認められる場合の詳細は、こちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

・本輸入発表における申請受付期間は、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除きます。

・事業譲渡により輸入実績の承継を受けた場合は、輸入承認申請時に提出する「輸入割当期別輸入通関実績集計表」に、自社が取得した割当ての輸入実績を記載するとともに、譲渡を受けた割当ての輸入実績も併記してください。

目次

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位	3
2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量	3
3 原産地	3
4 各輸入割当方式における申請資格、申請方法等	3
(1) 商社割当てA1（実績割当て）	3
(2) 需要者割当て	3
5 本輸入発表に関する問合せ先	4
〔別紙参考様式〕 原本証明書	5
〔別紙様式1〕 社員を証明する書類	6
〔別表〕 原産地一覧表	7
令和4年度「いか」（追加2回目）需要者割当て発注限度内示書発給要領	8
〔別紙様式1〕 令和4年度「いか」（追加2回目）需要者割当て配分先計画書	10
〔別紙様式2〕 令和4年度「いか」（追加2回目）需要者割当て発注先計画書	11
〔別紙様式3〕 輸入通関実績報告書	12
〔別紙様式4〕 累計輸入通関実績報告書	13
〔別紙様式5〕 販売実績報告書	14

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表の番号等	商品名	申請に用いる数量単位
03・07 03・09	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵及び塩水づけのいか並びにいかの粉	KG

※「いか」とは、水分量30%以上のものをいいます。

2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸入割当方式	輸入割当限度数量(メトリック・トン)
商社割当てA1(実績割当て)	5,000
需要者割当て	10,000
計	15,000

3 原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国又は地域は別表のとおりとします。

4 各輸入割当方式における申請資格、申請方法等

(1) 商社割当てA1(実績割当て)

申請受付期間、申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、令和5年度「いか」の輸入発表において通知します。

(2) 需要者割当て

① 申請受付期間(注1、注2)

電子申請：令和5年11月6日から令和6年2月5日まで(注1、注2)

郵送申請：令和5年11月6日から令和6年2月5日の毎週火曜日及び木曜日の午前11時45分まで 経済産業省必着

(注1) 申請データの経済産業省への到着が午後3時30分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとしします。

(注2) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとしします。

② 申請者の資格

水産庁長官が別途定める要領に基づく発注限度内示書(以下「内示書」という。)の発給を受けた者から発注を受けた者(令和5年2月28日付け輸入発表第19号の4の(5)に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。)

③ 申請書類(注3、注4)

電子申請の場合、(a)、(c)、(d)、(e)の書類は不要です。

(a) 輸入(承認・割当)申請書(2通)

(b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し(電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式))

(c) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)

(d) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不

可。以下同じ。)

(e) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式1）及び社員本人を確認する書類

(f) その他審査に必要と認められる書類

（注3）申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となる場合があります。

（注4）上記提出のあった書類の原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

④ 内示書の交付

令和5年10月23日付け水漁第800号「令和4年度「いか」（追加2回目）需要者割当て発注限度内示書発給要領」に定めるところによります。

⑤ 割当基準

内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てます。

⑥ その他の注意事項

ア 複数の発注書を交付された申請者は、すべての発注書について同日に申請しなければなりません。なお、発注書ごとに申請を分けることができます。

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、前3か月分の輸入通関実績を、内示書の発給を受けた者に報告しなければなりません。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて内示書の発給を受けた者に提出してください。なお、当該報告書の内容については、エに記載する公表のため、水産庁から農水産室に提供されます。

ウ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

5 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済協力局貿易管理部農水産室（水産班）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）0532

電話対応時間

9：30～17：00（12：00～13：00を除く。）

（ただし、行政機関の休日を除く。）

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

〔別紙参考様式〕

令和 年 月 日

原本証明書

経済産業大臣 殿

氏名又は
名称及び
代表者の
氏 名

令和5年10月23日付け輸入発表第12号に基づく、「いか」（追加2回目）の輸入割当ての申請に係る提出書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

また、当該原本を当社で保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

書類名及び書類番号等

〔別紙様式1〕

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は
名称及び
代表者の
氏 名

下記の者は当社の社員であることを証明し、令和5年10月23日付け輸入発表第12号に基づく、「いか」（追加2回目）の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

※上記社員の証明について照会する場合がありますので、同証明が可能な当該社員とは異なる責任者（上司等）の役職名・氏名・連絡先（法人の電話番号）を以下に記載してください。

役職名

氏 名

連絡先

（注）用紙は、A列4番縦長とすること。

(別表)

原産地一覧表

(アジア州)

アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、大韓民国、中華人民共和国、トルコ、日本、バーレーン、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ヨルダン、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、ジョージア、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、北マケドニア共和国、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、フェロー諸島

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、フォークランド諸島、仏領ギアナ

(アフリカ州)

アンゴラ、エジプト、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島(米)、グアム(米)、クック、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ、ニューカレドニア(仏)、仏領オセアニア、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア

令和4年度「いか」（追加2回目）需要者割当て発注限度内示書発給要領

令和4年度「いか」の輸入割当てについて（追加2回目）の輸入発表（令和5年10月23日付け輸入発表第12号。以下「輸入発表」という。）の4（2）②に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記により行う。

記

1 内示書の発給

（1）輸入割当限度数量

輸入割当限度数量は、10,000メトリック・トンとする。

（2）内示書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受ける資格を有する者は、次の団体とする。

全国水産加工業協同組合連合会

全国いか加工業協同組合

全国珍味商工業協同組合連合会

全国調理食品工業協同組合

日本水産缶詰工業協同組合

全国給食事業協同組合連合会

全国漁業協同組合連合会

一般社団法人 日本かまぼこ協会

（3）内示書の発給申請期間

（2）の団体であって、本要領に基づく内示書の発給を受けようとする者は、令和5年10月31日までに書面（発注限度内示書発給申請書）によりその旨を水産庁長官に通知すること。

（4）内示書発給後の提出書類

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受けた者（以下単に「内示書の発給を受けた者」という。）は、遅滞なく、配分先計画書（別紙様式1）及び発注先計画書（別紙様式2）を水産庁長官に提出しなければならない。提出後に変更が生じた場合についても、遅滞なく、変更後の別紙様式1及び別紙様式2を提出すること。

（5）内示書の発給を受けた者が内示書を返納しようとするとき、又は内示書の内容に意見があるときは、速やかに書面によりその旨を水産庁長官に通知すること。

2 発注方法等

内示書の発給を受けた者は、次の方法で発注を行わなければならない。

（1）加工業者等の要望等に基づきつつ、加工原料として使用するための発注であることを明確にした上で輸入商社等に対して発注を行うこと。

（2）発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められる者であることを、有価証券報告書又は法人の履歴事項全部証明書等により確認すること。また、過

去に同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者に発注する場合、当該需要者割当てに係る輸入通関実績があることを確認すること。

- (3) 発注を受ける者が、令和2年度「いか」の輸入発表（令和3年2月26日付け輸入発表第19号）に基づき需要者割当てを受けた者であって、かつ、当該需要者割当てを受けた日から令和5年6月末日までの輸入通関実績（消化実績）が当該需要者割当ての80%未満であるときは、そのことに自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められる場合、今年度の発注数量は当該輸入通関実績（消化実績）を上限としなければならない。

3 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。
- ① 輸入通関実績報告書（別紙様式3）
 - ② 累計輸入通関実績報告書（別紙様式4）
 - ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
 - ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月別裏書実績の写し
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年4月15日までに、前年1年間（1月から12月まで）の発注先別販売実績について、販売実績報告書（別紙様式5）により水産庁に報告すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-6744-1867

5 その他の事項

- (1) 内示書の発給を受けた者は、当該内示書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
- (2) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に提供する。

水産庁長官 殿

団体名

令和4年度「いか」(追加2回目)需要者割当て
配分先計画書

発注年月日	配分先名	配分数量(MT)
	合計	

配分先は加工業者単位で記入する。数量未定の場合は概数で記入する。

別紙様式3（毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに郵送又は持参で提出）

輸入通関実績報告書

報告月 年 ～ 月 通関実績

報告年月日

団体名

担当者名

割当方式 需要者割当て

電話番号

品目名

FAX番号

単位

メールアドレス

割当年度 年度

輸入者名	承認番号	通関年月日	年	月	年	月	年	月	品名	船積地域

別紙様式4（毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに郵送又は持参で提出）

累計輸入通関実績報告書

報告月 年 ～ 月 通関実績

報告年月日

団体名

担当者名

割当方式 需要者割当て

電話番号

品目名

FAX番号

単位

メールアドレス

輸入者名	割当実績	前月までの 累計通関実績	年 月	年 月	年 月	今回報告の 3ヶ月分含む 累計通関実績	消化率
年度割当 合計※							
年度割当 合計							
年度割当 合計							

※ 報告対象年度は、当年度を含む直近3年度とする。

